

おくやみガイドブック

～ご遺族のお手続のご案内～



ご遺族の方へ

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

所在地及び問合せ先

住民票・戸籍謄本等

相続について

委任状

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族におかれましては、今後、健康保険資格確認証等の返納や未支給年金請求など、市役所や関係機関において様々なお手続が必要となります。

こちらのガイドブックでは死亡後のお手続についてご案内しておりますので、ご一読ください。

担当 旭川市市民生活部市民課

おくやみ窓口

おくやみガイドブックを利用して必要な手続や窓口、持ち物をご案内いたします。

【場 所】 旭川市役所総合庁舎 1 階 市民課 3 番窓口
(発券機で番号札をお取りください)

【開 設 日】 毎週火曜日、水曜日、木曜日、金曜日
(祝日と祝日翌日の開庁日を除く)

【相談時間】 午前 8 時 4 5 分から午後 4 時まで



■ 市内各支所のご案内  このマークがある手続等は支所でも行えます。

支所名	住所	電話
神居支所	旭川市神居2条9丁目1番19号	☎ 0166-61-2311
永山支所	旭川市永山3条19丁目4番15号	☎ 0166-48-1111
江丹別支所	旭川市江丹別中央	☎ 0166-73-2001
東旭川支所	旭川市東旭川北1条6丁目2番3号	☎ 0166-36-1111
神楽支所	旭川市神楽3条6丁目1番12号	☎ 0166-61-6191
西神楽支所	旭川市西神楽南2条3丁目249番地の26	☎ 0166-75-3111
東鷹栖支所	旭川市東鷹栖4条3丁目	☎ 0166-57-2111

来庁時の持ち物について

手続によって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなった方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- ☐ 国民健康保険資格確認証（被保険者証）、後期高齢者医療資格確認証（被保険者証）
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認証（被保険者証）
 - ※亡くなった方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
 - ※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 医療福祉費受給者証
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

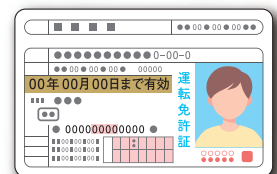
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険資格確認書等、介護保険被保険者証、医療費受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



必要な手続がスマホやパソコンで特定できます

全国自治体おくやみ手続ナビの利用案内

スマートフォンやPCで簡単な質問に答えるだけで
必要な手続が確認ができるおくやみ手続ナビも
ぜひご利用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/1204>

〈サイトの管理・運営：株式会社鎌倉新書〉



手続ナビゲーションシステム

今後の必要な手続について、ご自宅等にしながらスマホ等で確認できる「手続ナビゲーションシステム」をご活用ください。

「手続ナビゲーションシステム」では、亡くなった方やご遺族についての質問にお答えいただくことにより、これから必要な手続をご確認いただけるシステムです。

スマートフォンやパソコンで次のURL又は二次元コードからご確認ください。

【WEB版】



[https://jizen.publicserviceplatform.com/
?public-entity-code=01204](https://jizen.publicserviceplatform.com/?public-entity-code=01204)

【LINE版】



<https://lin.ee/JMqcpkc>

※システムで特定した手続は各課担当窓口で行っていただきます。

又、市役所にご来庁の上、直接職員が手続をご案内する「おくやみ窓口」を利用される方は1ページをご覧ください。

※令和5年11月6日時点の情報に基づいて作成しております。変更やシステムのメンテナンスによる利用休止等がある場合がありますことをご了承ください。

死亡に伴う各種手続チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

市役所や関係機関での手続チェックリスト

※代表的なものをご案内しております。詳細は 5 ページ以降の各手続一覧をご覧ください。

☒	該当事項	担当部署	詳細ページ
☐	国民年金や厚生年金等を受給していた	☐ 旭川年金事務所 ☐ 市民課国民年金担当	5～6P
☐	介護保険に加入していた、高齢者福祉サービスを受けていた	☐ 介護保険課 ☐ 長寿社会課	7P
☐	国民健康保険に加入していた	☐ 国民健康保険課	8～10P
☐	後期高齢者医療保険に加入していた	☐ 国民健康保険課 (後期高齢者医療係)	11～12P
☐	市民税、固定資産税、軽自動車税を納めていた	☐ 市民税課 ☐ 資産税課 ☐ 税制課 ☐ 納税推進課 ☐ 納税管理課	13～15P
☐	身体障害者手帳等を持っていた 障害福祉サービスを受けていた	☐ 障害福祉課 ☐ 保健予防課 ☐ 上川総合振興局	16～21P
☐	子どもを養育していた	☐ 子育て助成課 ☐ 学務課 ☐ 子ども総合相談センター ☐ こども保育課	22～24P
☐	印鑑登録証、マイナンバーカード等を持っていた	☐ 市民課	25P
☐	水道料金等の支払いがあった	☐ 水道局お客様センター	26P
☐	浄化槽の管理者だった	☐ 廃棄物処理課	
☐	市営住宅に住んでいた	☐ 市営住宅課	
☐	市営墓地の使用者だった	☐ 市民生活課	27P
☐	農地を持っていた	☐ 農業委員会事務局	
☐	森林の土地を持っていた	☐ 農林整備課	
☐	犬等のペットを飼っていた	☐ 動物愛護センターあにまある	28P
☐	緊急通報システム(ホットライン 1 1 9)を利用していた	☐ 指令課	
☐	生活保護を受給していた	☐ 保護課 ☐ 生活支援課	29P

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

所在地及び問合せ先

住民票・戸籍謄本等

相続について

委任状

1. 年金に関する手続

国民年金（老齢）、厚生年金の未支給年金・遺族年金等の申請手続



チェック

手続詳細

亡くなった方が国民年金（老齢）・厚生年金に加入、又は受給していた場合に、未支給年金の請求や、遺族年金等の申請、受給権者死亡届の提出をする手続です。

※ 年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

期 限

未支給年金：死亡から5年以内
遺族年金：速やかに

手続可能な人

ご遺族

必要なもの

請求する方によって必要な書類が異なりますので、下記にご確認ください。



問合せ

旭川年金事務所 ☎ 0166-25-5606(音声案内1→2)

※ 相談・請求により来訪される場合は事前に電話予約が必要となります。

共済年金の未支給年金・遺族年金等の申請手続



チェック

手続詳細

亡くなった方が共済年金に加入、又は受給していた場合に、未支給年金の請求や、遺族年金等の申請、受給権者死亡届の提出をする手続です。

※ 年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

期 限

未支給年金：死亡から5年以内
遺族年金：速やかに

手続可能な人

ご遺族

必要なもの

請求する方によって必要な書類が異なりますので、下記にご確認ください。



問合せ

各共済組合

MEMO

国民年金（障害・遺族・寡婦）受給者の未支給年金・遺族年金等の申請手続



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が国民年金（障害・遺族・寡婦のみ）を受給していた場合に、未支給年金の請求や、遺族年金等の申請、受給権者死亡届の提出をする手続です。	未支給年金：死亡から5年以内 遺族年金：速やかに
※ 年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。	手続可能な人
〈手続方法〉来庁による手続となります。	ご遺族
必要なもの	
請求する方によって必要な書類が異なりますので、担当にご確認ください。	

国民年金加入者の死亡一時金・遺族年金・寡婦年金の申請手続



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が国民年金に加入していた場合に、死亡一時金の請求や、遺族年金及び寡婦年金の申請をする手続です。	死亡一時金：死亡から2年以内 遺族年金・寡婦年金：速やかに
※死亡一時金・寡婦年金については、老齢年金又は障害年金を受給される前に亡くなった方が対象です。	手続可能な人
〈手続方法〉来庁による手続となります。	ご遺族
必要なもの	
請求する方によって必要な書類が異なりますので、担当にご確認ください。	

被扶養配偶者の国民年金加入に関する手続



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が厚生年金・共済組合に加入し、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がいた場合、その被扶養配偶者であった方が国民年金（第1号被保険者）に加入するために必要な手続です。保険料や免除制度の説明も受けることができます。	速やかに
〈手続方法〉来庁による手続となります。	手続可能な人
	亡くなった方の被扶養配偶者
必要なもの	
☐ 被扶養配偶者であった方の年金手帳（基礎年金番号通知書）又はマイナンバーカード ☐ 加入していた健康保険の「資格喪失証明書」等	



問い合わせ

市民課国民年金担当 総合庁舎1階 2番窓口 ☎ 0166-25-6306

※ 他の手続について旭川年金事務所に問合せする場合は、併せてご確認ください。
担当への連絡は不要です。

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

所在地及び問合せ先

住民票・戸籍謄本等

相続について

委任状

2. 介護保険・高齢者福祉サービスに関する手続

介護保険被保険者証等の返却



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が介護保険被保険者（65歳以上、あるいは40歳から65歳未満で要介護認定者）の場合に、被保険者証等を返却していただく手続です。 〈手続方法〉来庁又は郵送による手続となります。	速やかに
必要なもの	手続可能な人
☐ 介護保険被保険者証等	どなたでも可

介護保険の相続人代表者の指定手続



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が介護保険被保険者の場合に、介護保険料の精算や高額介護（予防）サービス費の受領等に関して相続人代表者を指定する手続です。届出用書類は該当があれば郵送されます。 手続先で用意している届出用書類でも手続ができます。 〈手続方法〉来庁又は郵送での手続となります。	速やかに
必要なもの	手続可能な人
☐ 相続人代表者の通帳	相続人代表者又は相続人代表者の氏名、振込先などの回答が可能な方



問合せ

介護保険課 介護保険料係 総合庁舎2階 14番窓口 ☎ 0166-25-5356

※介護保険被保険者証は市民課3番窓口でも返却可能です。

介護保険住所地特例に関する手続



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が住所地特例を受けていた場合に、以前住んでいた自治体にて必要な手続を行っていただきます。	—
届出窓口	手続可能な人
以前住んでいた住所地の市町村にお問合せください。	—

寿バスカードの返却・三療助成券の返却



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方の寿バスカード又は三療助成券（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう助成券）を返却していただく手続です。 〈手続方法〉来庁又は郵送による手続となります。	ご都合の良い日時に構いません
必要なもの	手続可能な人
☐ 寿バスカード 三療助成券	親族、姻族及び知人等



問合せ

長寿社会課 高齢者支援係 総合庁舎2階 14番窓口 ☎ 0166-25-6457

※市民課3番窓口でも返却可能です。

3. 国民健康保険に関する手続

国民健康保険資格確認書等の返却



チェック

手続詳細

亡くなった方が国民健康保険の被保険者だった場合で、資格確認書や被保険者証、限度額適用認定証等をお持ちだった場合、それらを返却していただく手続です。

〈手続方法〉

来庁による手続となります。有効期限が切れたものについてはご遺族で破棄してかまいません。

期 限

速やかに

手続可能な人

どなたでも可

必要なもの

☐ 国民健康保険資格確認書等

世帯主変更による国民健康保険資格確認書の交付申請手続



チェック

手続詳細

亡くなった世帯主と同じ世帯に国民健康保険の被保険者がいる場合、新しい資格確認書を交付申請する手続です。

※資格情報のお知らせ（資格情報通知書）をお持ちの方は、記載内容に変更はありませんので、手続の必要はありません。

〈手続方法〉 来庁による手続となります。

期 限

速やかに

手続可能な人

どなたでも可

必要なもの

☐ 変更前の国民健康保険資格確認書等

※お持ちの場合のみ

国民健康保険の加入に関する手続



チェック

手続詳細

亡くなった方が会社の健康保険の被保険者だった場合に、被扶養者であった方が、国民健康保険に加入するために必要な手続です。

〈手続方法〉

来庁又は届出書郵送による手続となります。（届出書郵送の場合は国民健康保険課宛に郵送してください。）

期 限

速やかに

手続可能な人

どなたでも可

必要なもの

☐ 加入していた健康保険の「資格喪失証明書」

届出窓口

市民課 窓口担当 総合庁舎 1 階 3 番窓口 ☎ 0166-25-6204

各支所窓口



問合せ

国民健康保険課 国保給付係 国保保険料係 総合庁舎 1 階 1 番窓口
☎ 0166-25-6247

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

所在地及び問合せ先

住民票・戸籍謄本等

相続について

委任状

3. 国民健康保険に関する手続

国民健康保険相続人代表者の指定手続



手続詳細	期 限
亡くなった方が国民健康保険に加入されていた場合に、国民健康保険に関する書類を受領する相続人代表者を指定する手続です。該当があれば、届出書が郵送されます。 〈手続方法〉来庁又は郵送による手続となります。	速やかに
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	
☐ 相続人と被相続人の関係がわかる戸籍の写し ※同一世帯の場合は不要。	

国民健康保険料の精算



手続詳細	期 限
亡くなった方が国民健康保険料を納められていた場合に、保険料の精算について確認させていただきます。 〈手続方法〉相続人代表届が提出されていれば、電話で対応可能です。	速やかに
	手続可能な人
	相続人代表者
必要なもの	
☐ 納入通知書	



国民健康保険課 国保給付係 国民保険料係 総合庁舎 1 階 1 番窓口
☎ 0166-25-6247

MEMO

国民健康保険葬祭費の請求手続



チェック

手続詳細

亡くなった方が国民健康保険に加入していた場合に、葬祭費を請求するための手続です。

※国民健康保険に加入されていた方が亡くなったとき、葬祭を行った方に、申請により葬祭費として3万円が支給されます。（ただし、他保険に加入していた方が国民健康保険に加入してから3カ月未満で亡くなった時は、葬祭費が以前の他保険から支給される場合があります。その際は、国民健康保険からは葬祭費が支給されません。）

〈手続方法〉

来庁による手続となります。来庁が難しい場合は担当課にご相談ください。

期 限

葬祭を行った日の翌日から起算して2年以内

手続可能な人

葬祭を行った方
(喪主又は施主)

必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類
- ☐ 葬祭を行った方のお名前が確認できるもの（原本）
会葬礼状、葬祭費用の領収書、新聞のお悔やみ欄等
- ☐ 葬祭を行った方名義の振込先口座の通帳
- ☐ 代理人が来庁する場合は、委任状（要押印）

国民健康保険高額療養費の支給申請手続



チェック

手続詳細

亡くなった方が国民健康保険の被保険者で医療給付（高額療養費等）が発生した場合に給付申請をする手続です。

※国民健康保険にご加入されていた被保険者の医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。

〈手続方法〉

来庁による手続となります。来庁が難しい場合は担当課にご相談ください。

期 限

診療月の翌月1日から起算して2年以内

手続可能な人

相続人となる方

必要なもの

- ☐ 医療を受けた方の領収書
 - ☐ 世帯主（亡くなった方が世帯主の場合は相続人）の通帳
- ※相続人の場合には被相続人との関係がわかる戸籍の写し（ただし、同一世帯の場合は不要）



問合せ

国民健康保険課 国保給付係 総合庁舎1階 1番窓口 ☎ 0166-25-6247
各支所窓口

MEMO

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

所在地及び問合せ先

住民票・戸籍謄本等

相続について

委任状

4. 後期高齢者医療保険に関する手続

後期高齢者医療資格確認書等の返却



手続詳細	期 限
亡くなった方が後期高齢者医療保険の被保険者だった場合に、資格確認書や被保険者証等を返却していただく手続です。	速やかに
〈手続方法〉 来庁による手続となります。有効期限が切れた被保険者証等は破棄していただくことも可能です。	手続可能な人
必要なもの	相続人など
☐ 後期高齢者医療資格確認書等	

後期高齢者医療保険料の精算



手続詳細	期 限
亡くなった方が後期高齢医療保険に加入されていた場合、既に支払った保険料が支払うべき保険料より多い場合は、相続人の代表者に還付されます。一方、支払った保険料が支払うべき保険料より少ない場合は、相続人が支払うこととなります。	速やかに
※後日担当課から通知を郵送します。	手続可能な人
	相続人代表

後期高齢者医療葬祭費の請求手続



手続詳細	期 限
亡くなった方が後期高齢者医療保険に加入していた場合に、葬祭費を請求するための手続です。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
葬祭を行っていない場合は担当課にご確認ください。	手続可能な人
〈手続方法〉 来庁による手続となります。来庁が難しい場合は担当課にご相談ください。	葬祭を行った方（喪主又は施主）
必要なもの ☐ 来庁される方の本人確認書類 葬祭を行った方のお名前が確認できるもの（原本） ☐ 会葬礼状、葬祭費用の領収書、新聞のお悔やみ欄等 ☐ 葬祭を行った方名義の振込先口座の通帳 (補足) 代理人の口座に振り込む場合は、葬祭を行った方の印鑑、並びに代理人名義の振込先口座の通帳と、委任者（葬祭を行った方）の本人確認書類の原本が必要です。	



国民健康保険課 後期高齢者医療係 総合庁舎2階 11番窓口
☎ 0166-25-8536

後期高齢者医療給付高額療養費の支給申請手続



チェック

手続詳細

亡くなった方が後期高齢者医療保険の被保険者で医療給付（高額療養費等）が発生した場合に給付申請をする手続です。

※後期高齢者医療保険にご加入されていた被保険者の医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。

〈手続方法〉

来庁による手続となります。来庁が難しい場合は担当課にご相談ください。

期 限

診療日の翌日の
1日から2年間

手続可能な人

相続人代表

必要なもの

☐ 振込先口座の通帳（相続人の代表者名義）

（補足）代理人の口座に振り込む場合は、委任状（窓口にあります。）と代理人の振込先口座の通帳と、委任者（相続人）の印鑑（スタンプ印不可）及び本人確認書類の原本が必要です。（例：マイナンバーカード、被保険者証、年金手帳等）



問合せ

国民健康保険課 後期高齢者医療係 総合庁舎2階 11番窓口
☎ 0166-25-8536

MEMO

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

所在地及び問合せ先

住民票・戸籍謄本等

相続について

委任状

5. 市税に関する手続

市税の精算



手続詳細

亡くなった方の市税の納付状況を確認し、未納がある場合は納税方法などをご相談いただく手続です。

〈手続方法〉

来庁又は電話での手続となります。

期 限

速やかに

手続可能な人

ご遺族など



納税推進課相談窓口係 総合庁舎 3 階西側 税 1 番窓口 ☎ 0166-25-5980

問合せ

市税と国民健康保険料の口座振替の廃止等手続



手続詳細

亡くなった方が、市税や国民健康保険料の納付方法を口座振替にされていた場合に、振替を廃止又は口座を変更する手続です。

〈手続方法〉

郵送やHPからでも手続できます。詳細は担当課にご相談ください。

期 限

速やかに

手続可能な人

ご遺族など

必要なもの

担当課にご確認ください。



納税管理課収納管理係 総合庁舎 3 階西側 税 1 番窓口 ☎ 0166-25-5917

問合せ

市税等の相続人代表者の指定届出



手続詳細

亡くなった方に市道民税が課税されていた場合や固定資産税、軽自動車税種別割などが課税されていた場合に、賦課徴収及び還付に関する書類を受け取る代表者を指定する手続です。

〈手続方法〉

来庁又は郵送による手続となります。郵送手続を希望される場合は事前に担当課にご相談ください。

期 限

速やかに

手続可能な人

相続人
(手続は代理でも可)

必要なもの

担当課にご確認ください。



(市道民税) 市民税課 総合庁舎 3 階西側 税 3 番窓口 ☎ 0166-25-5786
(固定資産税) 資産税課 総合庁舎 3 階西側 税 4 番窓口 ☎ 0166-25-5891
(軽自動車税種別割) 税制課 総合庁舎 3 階西側 税 2 番窓口 ☎ 0166-25-5604

問合せ

固定資産現所有者の申告手続



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が土地・家屋を所有していた場合に、現在の所有者（相続人等）を申告する手続です。 〈手続方法〉 来庁又は郵送による手続となります。 ※不動産登記の申請については35ページをご覧ください。	速やかに
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	
☐ 現所有者（相続人等）の代表となる方の印鑑 【亡くなった方と現所有者（相続人等）の代表となる方が別世帯である場合】 ☐ 相続関係がわかる戸籍謄本等がお手元にあれば、ご持参又はコピーを送付ください。	

土地・家屋共有代表者の変更手続



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が土地・家屋を共有で所有し、その代表となっていた場合に、代表者を変更する手続です。 ※亡くなった方を含め、二人以上での共有名義の場合はご存命の方が代表者となります。 〈手続方法〉 来庁又は郵送による手続となります。	速やかに
	手続可能な人
	共有名義の土地・家屋の共有者の方
必要なもの	
☐ 新たに共有代表者となる方の印鑑	



問合せ

資産税課 総合庁舎 3階西側 税 4 番窓口 ☎ 0166-25-5891

MEMO

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

所在地及び問合せ先

住民票・戸籍謄本等

相続について

委任状

6. 軽自動車に関する手続

原動機付自転車等の名義変更・廃車等の手続



手続詳細	期 限
亡くなった方が原動機付自転車(総排気量 125cc 以下)や小型特殊自動車の所有者又は使用者であった場合に、名義変更や廃車等を行う手続です。 〈手続方法〉 来庁による手続となります。来庁が難しい場合は事前に担当課にご相談ください。	名義変更は 15 日以内 廃車は 30 日以内
必要なもの	手続可能な人 相続人など
担当課にご確認ください。	



税制課 総合庁舎 3 階西側 税 2 番窓口 ☎ 0166-25-5604

軽自動車等の名義変更・廃車等の手続



手続詳細	期 限
亡くなった方が軽自動車等の所有者又は使用者であった場合に、名義変更や廃車等を行う手続です。 ※詳しくは下記問合せ先にご確認ください。	名義変更は 15 日以内 廃車は 30 日以内
必要なもの	手続可能な人 相続人など
下記の手続先にご確認ください。	



(軽 2 輪) 旭川運輸支局
旭川市春光町 10 番地 1 ☎ 050-5540-2003 (着信後037)

(軽 3 輪・4 輪) 全国軽自動車協会連合会 旭川事務所
旭川市春光 6 条 5 丁目 1 番 24 号 ☎ 0166-53-7300

(2 輪小型自動車) 旭川地方自家用自動車協会
旭川市春光町 10 番地 ☎ 0166-51-1221

MEMO

7. 障がい福祉に関する手続

身体障害者手帳の返却



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が身体障害者手帳を所有していた場合に、手帳を返却していただく手続です。 〈手続方法〉来庁又は郵送による手続となります。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	
☐ 身体障害者手帳	

療育手帳の返却



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が療育手帳を所有していた場合に、手帳を返却していただく手続です。 〈手続方法〉来庁又は郵送による手続となります。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	
☐ 療育手帳	

精神障害者保健福祉手帳の返却



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が精神障害者保健福祉手帳を所有していた場合に、手帳を返却していただく手続です。 〈手続方法〉来庁又は郵送による手続となります。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	
☐ 精神障害者保健福祉手帳	



問合せ

障害福祉課 障害福祉係 総合庁舎 1 階 8 番窓口 ☎ 0166-25-9855
※市民課 3 番窓口でも返却可能です。

MEMO

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

所在地及び問合せ先

住民票・戸籍謄本等

相続について

委任状

7. 障がい福祉に関する手続

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

所在地及び問合せ先

住民票・戸籍謄本等

相続について

委任状

自立支援医療受給者証（更生医療）の返却



チェック

手続詳細

亡くなった方が自立支援医療受給者証（更生医療）を交付されていた場合に、受給者証を返却していただく手続です。

〈手続方法〉来庁又は郵送による手続となります。

期 限

速やかに

手続可能な人

どなたでも可

必要なもの

☐ 自立支援医療（更生医療）受給者証

自立支援医療受給者証（精神通院医療）の返却



チェック

手続詳細

亡くなった方が自立支援医療受給者証（精神通院医療）を交付されていた場合に、受給者証を返却していただく手続です。

〈手続方法〉来庁又は郵送による手続となります。

期 限

速やかに

手続可能な人

どなたでも可

必要なもの

☐ 自立支援医療（精神通院医療）受給者証

福祉タクシー乗車券・自動車燃料給付券（共通券）の返却



チェック

手続詳細

亡くなった方が福祉タクシー乗車券・自動車燃料給付券を交付されていた場合に、未使用の券を返却していただく手続です。

〈手続方法〉来庁又は郵送による手続となります。

期 限

速やかに

手続可能な人

どなたでも可

必要なもの

☐ 未使用の券



障害福祉課 障害福祉係 総合庁舎1階 8番窓口 ☎ 0166-25-9855
※市民課3番窓口でも返却可能です。

MEMO

障害福祉サービス（障害者総合支援法）受給者証の返却



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が障害福祉サービスを受けていた場合、受給者証を返却していただく手続です。 〈手続方法〉郵送による手続となります。	速やかに 手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	
☐ 障害福祉サービス受給者証	

日中一時支援管理表の返却



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が日中一時支援を受けていた場合、「管理表」を返却していただく手続です。 〈手続方法〉返却、又は破棄してください。	— 手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	
☐ 管理表	

移動支援管理表の返却



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が移動支援を受けていた場合、「管理表」を返却していただく手続です。 〈手続方法〉返却、又は破棄してください。	— 手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	
☐ 管理表	



問合せ

障害福祉課 障害サービス係 総合庁舎 1 階 8 番窓口 ☎ 0166-25-9854
※障害福祉サービス受給証は市民課 3 番窓口でも返却可能です。

MEMO

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

所在地及び問合せ先

住民票・戸籍謄本等

相続について

委任状

7. 障がい福祉に関する手続

特別障害者手当の資格喪失等手続



手続詳細

亡くなった方が特別障害者手当を受給していた場合の資格喪失手続、支払われていなかった手当を請求する手続等です。
※日常生活において常時特別の介護を必要とする重度の心身障がいがある在宅の20歳以上の方に支給されます。

〈手続方法〉

来庁による手続となります。来庁が困難な場合は担当課にご相談ください。

期 限

速やかに

手続可能な人

親族等

必要なもの

担当課にご確認ください。

障害児福祉手当の資格喪失等手続



手続詳細

亡くなった方が障害児福祉手当を受給していた場合の資格喪失手続、支払われていなかった手当を請求する手続等です。
※日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。

〈手続方法〉

来庁による手続となります。来庁が困難な場合は担当課にご相談ください。

期 限

速やかに

手続可能な人

親族等

必要なもの

担当課にご確認ください。

特別児童扶養手当の資格喪失等手続



手続詳細

亡くなった方が特別児童扶養手当受給者（養育者）又は対象児童だった場合の資格喪失、額改定、認定請求、未支給請求の手続です。

〈手続方法〉

来庁による手続となります。来庁が困難な場合は担当課にご相談ください。

期 限

速やかに

手続可能な人

親族等

必要なもの

担当課にご確認ください。



障害福祉課 障害福祉係 総合庁舎1階 8番窓口 ☎ 0166-25-9855

MEMO

心身障害者扶養共済制度の年金給付請求手続



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が心身障害者扶養共済制度を受けられていた場合に、年金給付を請求する手続です。(その他弔慰金が支払われる場合があります) ※障がいのある方を扶養する保護者等が加入者となり、毎月一定の掛金を納め、加入者が死亡又は重度障がいとなった場合に、障がいのある方に年金を支給する任意加入の制度です。 ※詳しくは下記問合せ先にご確認ください。	速やかに
	手続可能な人
	親族等
必要なもの	
下記にご確認ください。	



問合せ

上川総合振興局 社会福祉課 ☎ 0166-46-5221

精神障害者医療費助成の受給資格喪失等手続



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が精神障害者医療費助成(入院)受給資格の認定を受けていた場合の資格喪失、未支給請求の手続です。 〈手続方法〉来庁による手続となります。	速やかに
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	
担当課にご確認ください。	



問合せ

保健予防課 こころと難病支援担当 総合庁舎 4階 ☎ 0166-25-6364

重度心身障害者医療費助成受給者証の返却



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方の重度心身障害者医療費助成受給者証を返却していただく手続です。 〈手続方法〉 来庁による手続となります。有効期限が切れた受給者証は破棄していただくことも可能です。	速やかに
	手続可能な人
	相続人など
必要なもの	
☐ 重度心身障害者医療費助成受給者証	



問合せ

国民健康保険課 後期高齢者医療係 総合庁舎 2階 11番窓口
☎ 0166-25-8536

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

所在地及び問合せ先

住民票・戸籍謄本等

相続について

委任状

7. 障がい福祉に関する手続

特定疾患医療受給者証・特定医療費（指定難病）受給者証・ ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証の返却



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が特定疾患、指定難病医療費、ウイルス性肝炎進行防止対策医療費の支給認定を受けていた場合に、医療受給者証を返却していただく手続です。 ※ 医療費の精算後に返却してください。 〈手続方法〉来庁又は郵送による手続となります	医療費清算後速やかに
	手続可能な人
	ご遺族又はその代理人等
必要なもの	
☐ 各医療費受給者証	

在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成の資格喪失届・助成金請求



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成を受けていた場合に、資格喪失を届け出る手続です。又、亡くなるまでの期間の助成金請求も併せて行うことができます。	死亡した翌年の2月末
	手続可能な人
	相続人 (助成金請求)
必要なもの	
世帯の状況によって必要な書類が異なりますので、担当課にご確認ください。	



問合せ

保健予防課 ところと難病支援担当 総合庁舎4階 ☎ 0166-25-6364

MEMO

8. 子どもに関する手続

児童手当の消滅等に関する手続



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が児童手当の受給者（養育者）又は対象児童だった場合の認定請求・額改定・消滅届・未支払請求の手続です。	速やかに
<手続方法> 来庁又はオンライン申請（要：マイナンバーカード）による手続となります。 郵送による手続を希望する場合は担当課にご連絡ください。	手続可能な人
必要なもの	—
世帯の状況によって必要な書類が異なりますので、担当課にご確認ください。	

児童扶養手当の喪失等に関する手続



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が児童扶養手当の受給者（養育者）又は対象児童だった場合の認定請求・額改定・喪失・死亡届・未支払請求の手続です。	速やかに
<手続方法> 来庁による手続となります。事前に担当課にご連絡ください。	手続可能な人
必要なもの	—
世帯の状況によって必要な書類が異なりますので、担当課にご確認ください。	

子ども（ひとり親家庭等）医療費助成の資格喪失等手続



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が子ども（ひとり親家庭等）医療費助成の対象児童やその保護者だった場合の申請・変更・喪失の手続です。	速やかに
<手続方法> 来庁による手続となります。事前に担当課にご連絡ください。	手続可能な人
必要なもの	—
☐ 各医療費受給者証 ※世帯の状況によって必要な書類が異なりますので、担当課にご確認ください。	



問合せ

子育て助成課 総合庁舎3階東側 子1番窓口 ☎ 0166-25-6446
 確認したい手続についてお話しください。

MEMO

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

所在地及び問合せ先

住民票・戸籍謄本等

相続について

委任状

8. 子どもに関する手続

小児慢性特定疾病医療受給者証・未熟児養育医療券の返却



手続詳細	期 限
亡くなった方が小児慢性特定疾患の医療費助成又は未熟児養育医療給付を受けていた対象児童だった場合に、医療受給者証を返却していただく手続です。 〈手続方法〉来庁又は郵送による手続となります。	速やかに 手続可能な人 —
必要なもの	
☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証 ☐ 養育医療券 ※ 保護者が亡くなった場合の手続は担当課にご確認ください。	

自立支援医療（育成医療）の受給者証の返却



手続詳細	期 限
亡くなった方が自立支援医療（育成医療）受給者証を交付されていた場合に、受給者証を返却いただく手続です。 〈手続方法〉来庁又は郵送による手続となります。	速やかに 手続可能な人 —
必要なもの	
☐ 自立支援医療（育成医療）受給者証 ※ 保護者が亡くなった場合の手続は担当課にご確認ください。	

災害遺児手当の申請手続



手続詳細	期 限
児童の父母又はそのいずれかが交通災害、労働災害又は不慮の災害により亡くなった場合、就学支援金を申請する手続です。 ※ 義務教育終了前の遺児及び学校教育法による高等学校等に在学している遺児（ただし20歳以上の者は除く）を扶養している人が対象です。 〈手続方法〉来庁による手続となります。	速やかに 手続可能な人 —
必要なもの	
☐ 印鑑（交通災害の場合のみ必要。ゴム印不可） ☐ 戸籍謄本（遺児及び扶養者が記載されていたもの） ☐ 住民票（遺児の世帯全員のもの） ☐ 災害であることを明らかにしている警察署、労働基準監督署等の発行する証明書等 ☐ 請求者名義の預金通帳 ☐ 遺児が高等学校等に在学の場合は、在学証明書	



子育て助成課 総合庁舎3階東側 子1番窓口 ☎ 0166-25-6446
確認したい手続についてお話しください。

就学援助に関する手続



手続詳細	期 限
小学生及び中学生のお子様の就学に当たり、収入が一定の基準以下などで経済的に困りの御家庭に、学用品費や給食費などの援助をする制度の手続です。 〈手続方法〉 申請書を学校又は下記担当課へ提出することにより行います。(申請書は学校にもあります。)	随時 手続可能な人 小・中学校に在学する お子様の保護者
必要なもの	
世帯の状況によって必要な書類が異なりますので、事前に下記担当課にお問合せください。	



学務課 就学助成担当 総合庁舎 4階 ☎ 0166-25-9117

保育園・幼稚園等の利用に関する認定保護者の変更等の手続



手続詳細	期 限
亡くなった方が保育園・幼稚園・認可外保育施設等に通園する児童の保護者だった場合に、教育・保育給付認定保護者の変更等を行う手続です。	速やかに
必要なもの	手続可能な人
世帯の状況によって必要な書類が異なりますので、担当課にご確認ください。	親族



こども保育課 総合庁舎 3階東側 子2番窓口 ☎ 0166-25-9845

保育園・幼稚園等の退園に関する手続



手続詳細	期 限
幼稚園、保育園、認可外保育施設に通園していた児童が亡くなった際の、退園に関する手続です。	速やかに
必要なもの	問合せ先
通われた園等にご確認ください	各幼稚園、保育園
	手続可能な人
	親族

家庭児童相談担当窓口のご案内



手続詳細	期 限
養育者が亡くなった場合に、今後の児童の養育に関して相談できる窓口です。 ※ 内容によっては、児童相談所に案内させていただく場合がございます。	—
必要なもの	手続可能な人
担当課にご確認ください。	—



子ども総合相談センター 10条通11丁目 ☎ 0166-26-5501

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

所在地及び問合せ先

住民票・戸籍謄本等

相続について

委任状

9. 住民登録（カード）

マイナンバーカード・マイナンバー通知カード



チェック

手続詳細

相続等のお手続にマイナンバーの記載が必要になる場合がありますので、そのままお手元にお持ちください。

期 限

—

手続可能な人

—

住民基本台帳カードの返却



チェック

手続詳細

亡くなった方が住民基本台帳カードをお持ちの場合に、カードを返却していただく手続です。

〈手続方法〉

来庁による手続となります。

期 限

—

手続可能な人

どなたでも可

必要なもの

☐ 住民基本台帳カード

印鑑登録証の返却



チェック

手続詳細

亡くなった方が印鑑登録されていた場合、返却、又は破棄してください。

期 限

—

手続可能な人

どなたでも可

必要なもの

☐ 印鑑登録証



市民課 総合庁舎 1 階 3 番窓口 ☎ 0166-25-6204

MEMO

10. その他

上下水道の使用中止等に関する手続



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が上下水道を契約されていた場合に、契約者の名義変更や使用中止をするための手続です。 ※ 地下水を使用し下水道に流している場合で使用人数が変更になる場合も手続が必要です。 〈手続方法〉電話連絡による手続となります。	速やかに 手続可能な人 どなたでも可



問合せ

水道局お客様センター ☎ 0166-24-3163

浄化槽の使用休止等に関する手続



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が浄化槽の管理者だった場合に、管理者の名義変更や使用休止（廃止）をするための手続です。 〈手続方法〉来庁又は申請書郵送による手続となります。	速やかに 手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	
担当課にご確認ください。	



問合せ

廃棄物処理課 総合庁舎 5 階 ☎ 0166-25-6356

市営住宅の退去等に関する手続



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が市営住宅に入居されていた場合の手続です。 〈手続方法〉 世帯の状況等により必要な手続が異なりますので、担当課にご連絡ください。	速やかに 手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	
担当課にご確認ください。	



問合せ

市営住宅課 総合庁舎 5 階 ☎ 0166-25-8510

MEMO

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

所在地及び問合せ先

住民票・戸籍謄本等

相続について

委任状

10. その他

市営墓地の承継申請手続



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が市営墓地の使用者だった場合に、使用权の承継を申請する手続です。 〈手続方法〉来庁又は申請書郵送による手続となります。	速やかに
	手続可能な人
	親族
必要なもの	
☐ 使用者と申請者の関係を証明する戸籍謄本等	
☐ 墓地使用許可証	



問合せ

市民生活課 総合庁舎6階 ☎ 0166-25-5150

農地を相続した場合の届出



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方から農地を相続した場合の届出等を行っていただく手続です。 〈手続方法〉来庁又は届出書郵送による手続となります。	遅滞なく
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	
担当課にご確認ください。	



問合せ

農業委員会事務局 第二庁舎5階 ☎ 0166-25-6729

森林の土地を相続した場合の届出



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方から森林の土地を相続した場合の届出を行っていただく手続です。 〈手続方法〉来庁又は届出書郵送による手続となります。	90 日以内
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	
担当課にご確認ください。	



問合せ

農林整備課 第二庁舎5階 ☎ 0166-25-7729

犬の所有者変更の届出



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が犬を飼っていた場合に、新たな所有者（犬を飼われる方）へ登録変更をする手続です。 ※ 市内の所有者の変更であればお電話での手続が可能です。 ※ 新たな所有者が市外の方はお住まいの市町村役場でご確認ください。	30 日以内
	手続可能な人
	新たな所有者
必要なもの	
担当課にご確認ください。	

ペットの引取り手続



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方がペットを飼っており、同居の家族がいないなど、新たな所有者（ペットを飼われる方）が見つからない場合の引取り手続です。 〈手続方法〉具体的な引取り日時等は担当課にご相談ください。	速やかに
	手続可能な人
	法定相続人ほか
必要なもの	
担当課にご確認ください。	



問合せ

動物愛護センター あにまある ☎ 0166-25-5271

緊急通報システム（ホットライン119）の利用中止等に関する手続



チェック

手続詳細	期 限
亡くなった方が緊急通報システム（ホットライン119）を利用されていた場合に、利用中止（通報機器の撤去・返却）や名義変更をするための手続です。 〈手続方法〉担当課にご連絡いただき、詳細な手続についてご確認ください。	速やかに
	手続可能な人
	担当課にご確認ください。
必要なもの	
担当課にご確認ください。	



問合せ

指令課 ホットライン担当 旭川市総合防災センター 3 階 ☎ 0166-74-3523

MEMO

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

所在地及び問合せ先

住民票・戸籍謄本等

相続について

委任状

10. その他

生活保護の廃止等手続



手続詳細	期 限
亡くなった方が生活保護を受給していた場合に、保護の廃止もしくは変更をする手続です。 ※ 該当世帯の状況により、保護要件に該当しなくなる場合は「廃止」となります。 〈手続方法〉 担当課にご連絡いただき、詳細な手続についてご確認ください。	速やかに
必要なもの	手続可能な人 親族等
担当課にご確認ください。	



保護課 総合庁舎 5 階

各係直通電話にご連絡いただくか、代表電話 (☎ 0166-26-1111) にご連絡いただき、担当係をお申し出ください。

生活相談支援に関するご案内



手続詳細	期 限
今後の生活において、経済的な面でお困りの方に対する相談窓口をご案内します。 〈手続方法〉 担当課にご連絡いただき、詳細な手続についてご確認ください。	なし
必要なもの	手続可能な人 どなたでも
担当課にご確認ください。	



生活支援課 総合庁舎 5 階 ☎ 0166-25-9108

MEMO

MEMO

チェックリスト

各種
手続

市役所外の
主な手続

所在地及び
問合せ先

住民票・戸籍
謄本等

相続について

委任状

市役所外での手続チェックリスト

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

所在地及び問合せ先

住民票・戸籍謄本等

相続について

委任状

区分	手続名	手続概要	持ち物	主な手続先
社会保険	勤務先の健康保険への葬祭費・埋葬料請求や保険証の返却等	亡くなった方が健康保険組合等に加入されていた場合に、葬祭費や埋葬料の請求や保険証等の返却をしていただく手続です。	右記にご確認ください。	勤務先又は勤務先の健康保険組合
相続関係	不動産登記の申請	不動産の登記名義人(所有者)が亡くなった場合、相続人等への所有権移転の登記(相続登記)が必要になります。 ※令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。	右記に電話の上、ご確認ください。	旭川地方法律局 登記部門 ☎ 0166-38-1161
	法定相続情報証明制度	法定相続人を確認し、証明する制度です。 各種手続(相続登記、預貯金の払渡し、相続税申告、年金手続等)で利用できる証明書(法定相続情報一覧図の写し)が無料で発行されます。	右記に電話の上、ご確認ください。	
市役所以外の手続	生命保険	死亡保険金、入院給付金等の請求	各保険会社に必要書類を確認して、手続を行ってください。	各生命保険会社 又は代理店
	預貯金口座に関する手続	亡くなった方がお持ちだった口座の凍結解除に関する手続です。	各金融機関に必要書類を確認して、手続を行ってください。	各金融機関
	株式等に関する手続	亡くなった方がお持ちだった株式等の名義変更に関する手続です。	各証券会社に必要書類を確認して、手続を行ってください。	各証券会社
	クレジットカードに関する手続	亡くなった方がお持ちだったクレジットカードの解約に関するお手続きです。	各契約会社に必要書類を確認して、手続を行ってください。	各契約会社
	固定電話・携帯電話インターネットに関する手続	亡くなった方が契約していた電話やインターネットの解約、名義変更に関する手続です。	各契約会社に必要書類を確認して、手続を行ってください。	各契約会社
	NHK受信料に関する手続	亡くなった方が契約していたNHK受信料の解約、名義変更に関するお手続きです。	NHKに連絡し、必要書類を確認して、手続を行ってください。	NHK旭川放送局 ☎ 0166-24-7000
	電気・ガス料金等に関する手続	亡くなった方が契約していた電気、ガス等の解約、名義変更の手続です。	各契約会社に必要書類を確認して、手続を行ってください。	各契約会社
	運転免許証の返納に関する手続	亡くなった方の運転免許証を返納する手続です。	警察署、運転免許試験場に必要書類を確認して、手続を行ってください。	旭川中央警察署 ☎ 0166-25-0110 旭川東警察署 ☎ 0166-34-0110 旭川運転免許試験場 ☎ 0166-51-2489

施設所在地及び問合せ先

〈おくやみガイドブックについての問合せ先〉

旭川市市民生活部市民課 0166-25-6204

名称	所在地	電話番号（代表）
総合庁舎※1	旭川市7条通 9 丁目	☎ 0166-26-1111
第二庁舎※2	旭川市7条通 10 丁目	
動物愛護センターあにまある※3	旭川市7条通 10 丁目	☎ 0166-25-5271
旭川市総合防災センター	旭川市東光 27 条 8 丁目	☎ 0166-33-0119
旭川年金事務所（お客様相談室）	旭川市宮下通 2 丁目	☎ 0166-25-5606
旭川地方法務局（登記部門）	旭川市宮前 1 条3丁目	☎ 0166-38-1161

旭川市役所周辺地図（上記※印の施設配置図）



チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

所在地及び問合せ先

住民票・戸籍謄本等

相続について

委任状

住民票、戸籍謄本等の請求について

チェックリスト

- ・総合庁舎 1 階 5 番窓口、各支所及び東部まちづくりセンターで請求ができます。
※東部まちづくりセンター 旭川市豊岡 3 条 3 丁目 5 番 10 号 ☎ 0166-33-1110

各種手続

市役所外の主な手続

所在地及び問合せ先

住民票・戸籍謄本等

相続について

委任状

亡くなった方の住民票（除票）の請求

〈請求できる方〉

- ☐ 亡くなった方の法定相続人の方
- ☐ 年金の死亡届者、未支給年金の受取請求者

※亡くなった方に関わる戸籍や亡くなった方と請求できる方の関係がわかる戸籍を既にお持ちの方はご持参ください。

※住所地以外で死亡届をされた場合は、亡くなった記載がされるまで数日かかります。

戸籍謄本等の請求

〈請求できる方〉

- ☐ 戸籍に記載されている本人、その配偶者又は直系者
- ☐ 亡くなった方の法定相続人の方
- ☐ 年金の死亡届者、未支給年金の受取請求者

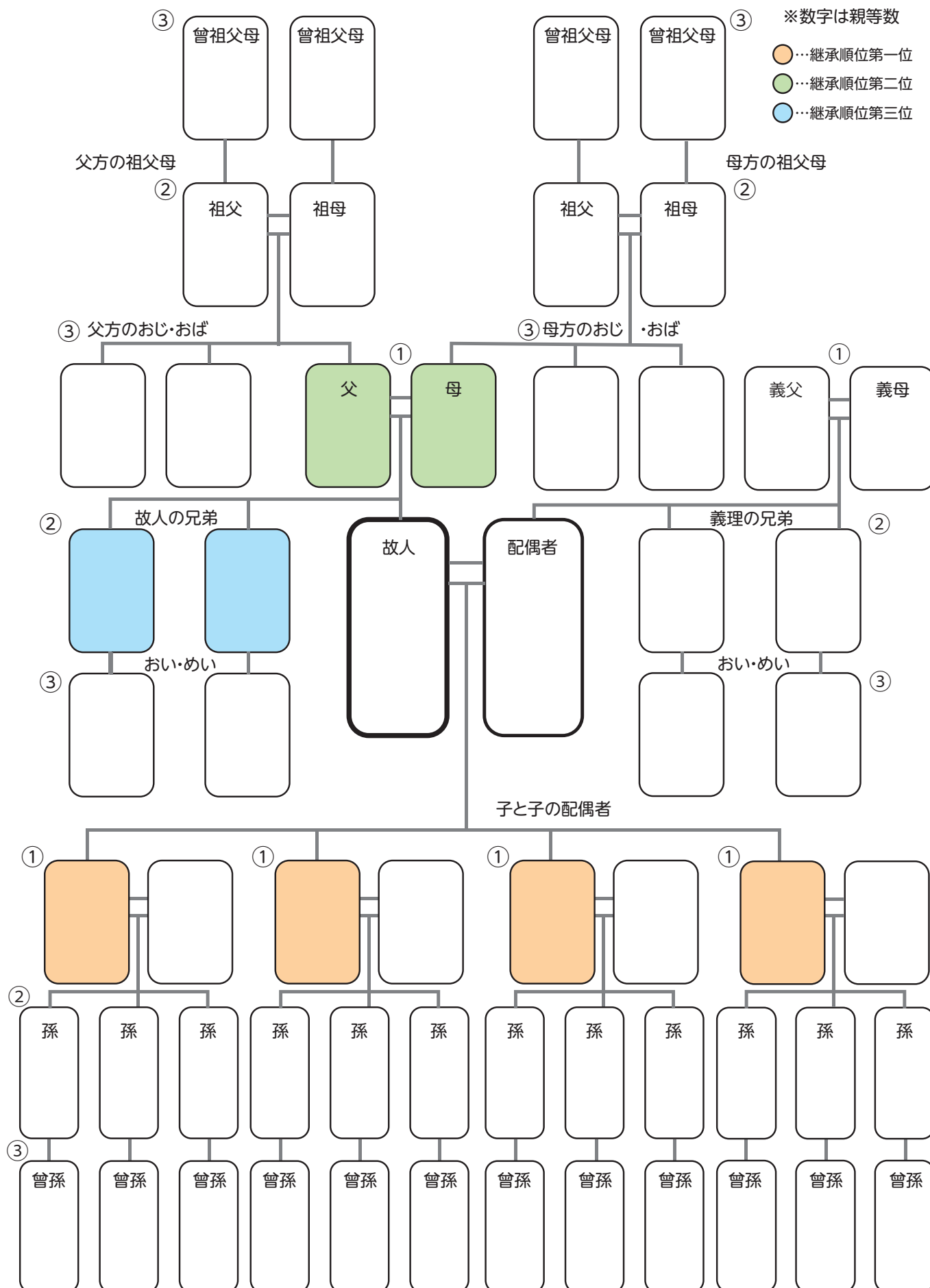
※死亡届による戸籍の記載は、通常 1 週間程度かかります。事前に本籍地に電話等で確認してから請求してください。

※本籍地以外で死亡届をされた場合は、亡くなった記載がされるまで 2 週間程度かかります。

証明書の請求の際に、提出先によって利用目的や疎明資料が必要になる場合がありますので、事前に担当までご確認ください。

MEMO

ご遺族メモ（3親等内の親族図）



相続について

令和6年
4月1日から

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

所在地及び問合せ先

住民票・戸籍謄本等

相続について

委任状

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問合せは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

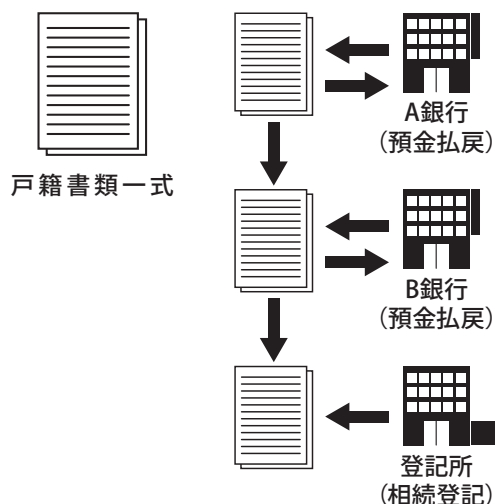
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

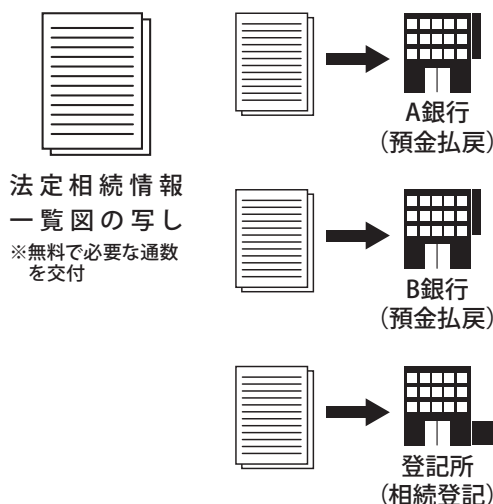
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人又は代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

所在地及び問合せ先

住民票・戸籍謄本等

相続について

委任状

委任状

委任状

住民異動	☐ 住民異動（転入・転出・転居・世帯変更等）に関する届出を委任します。
証明書請求	☐ 住民票の写し等 ☐ 戸籍謄本等 ☐ 戸籍の附票
	☐ 身分証明書 ☐ その他（ ） の申請及び受領を委任します。
	☐ （マイナンバー・住民票コード）記載住民票の写しの申請を委任します。
	☐ 住民票コード通知票の再発行の申請を委任します。

代理人 窓口に来る方	住 所	
	氏 名	
	生年月日	大・昭・平・令・西暦 年 月 日

私は上記のとおり委任いたします。

委任者 (頼む方)	住 所			
	氏 名	署名又は記名押印		
	生年月日	大・昭・平・令・西暦	年	月 日

※委任状を偽造したり、不正に使用すると法律により罰せられます。

MEMO

MEMO



納骨堂
てらす
妙善寺

お墓を持たない 新しい供養のかたち

お墓のかたちは変わっても、
従来よりもお参りの機会をつくることできる、
故人とのつながりが一層深まる、ご供養のかたちです。
宗旨宗派を問わず、どなたでもご利用いただけます。



天候も時期も気にせず
一年中いつでもお参りを。



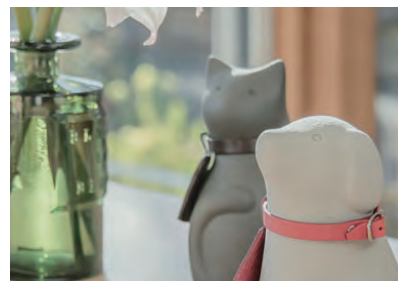
屋内の納骨堂ですので、暑い日や、雨・雪の日
でもゆったりとした気持ちでお参り頂けます。

最新式のデジタル祭壇で
故人様との再会を。



お参りカードをかざして頂ければ、故人様の遺
影が表示され、再会の時をお過ごし頂けます。

愛しい小さな家族
ペットと眠れる納骨堂



「納骨堂てらす」は、ご家族の一員であるどう
ぶつたちも一緒にご納骨いただける施設です。

年会費
不要

永代
供養付

どなたでも
ご利用できます

初期費用が少なく、その後の管理の費用・労力が掛からない「納骨堂てらす」は
現代の生活スタイルに最適な供養のかたちの一つだと私たちは考えます。

永代供養付き納骨堂 16.5万円～

※納骨料は非課税となっております。



納骨堂 てらす 妙善寺



0120-847-5555

〒079-8414 旭川市永山4条20丁目3-22

terrace-ohaka.jp

納骨堂てらす

検索



開館時間 9:00～17:00・年中無休 許可番号:旭衛検指令第1755号

「遺産相続」と「死後事務手続き」は、「あんしんサービス+なっとく価格」の
【旭川相続よりそい相談室】にお任せください

お忙しいご遺族に代わってすべてを代行します。委任状をいただき、遺産分割協議書に署名押印をくだされば、あとは口座への入金をお待ちいただくだけで、すべてが完了です。

明確な料金表をもとに
サービス内容と提供価格を
わかりやすくお伝えします

まずは、「60分無料相談」のお申込みを



むずかしいことはわからない
ので、すべてをお任せ
したいのですが...

週に1度、進捗状況をご報告
するなど、ていねいに連絡を
とりながら業務を進めます

人間関係が煩わしいので
各相続人との事務連絡も
お願いしたいんです

遺言・家族信託®・任意後見・尊厳死宣言・死後事務・身元保証・親なき後・
生前贈与・遺贈寄付・墓じまい・ペット信託などのご相談もお受けしています



行政書士スッキリサポート
旭川相続よりそい相談室

TEL 0166-74-4655

代表直通電話 090-9526-5149

旭川市6条通8丁目36番地の25 セントラル旭川ビル7階

市役所から徒歩2分

平日10時～17時
(直通電話は年中無休8時～20時)
info@yorisoi-souzoku.com
北海道行政書士会 23011603号



代表 行政書士 川田泰輔



想いと縁を旅に。
あなたの“叶えたい”から創る、
新しい旅行サービス



えんの旅は、大切な人のご縁を深め、思い出に残る旅行体験を提供する、プロのコーディネーターが寄り添う旅行会社です。単なる観光だけではなく、あなたの“叶えたい”想いやご要望に合わせたオリジナルプランをご提案し、思い出を積み重ねながら心に寄り添う“ご縁”を育んでいきます。

例えば
こんな旅



1周忌や3回忌に。
大切な思い出の
場所を巡る旅



子どもたちへ
プレゼントする
三世代旅行



自分へのご褒美に!
一人旅行で
自由な自己発見旅

その他、「終活バスツアー」や「貸切クルーズツアー」など企画ツアーもごございます。季節に応じてご案内しておりますので、ホームページをご覧ください。

まずはお気軽にご相談ください。ご予約・お問い合わせ

ホームページ

えんの旅
(一社)全国旅行業協会正会員
東京都知事登録旅行業第2-8325号

0120-302-282

受付時間:9:00~18:00 HP:https://en-no-tabi.jp

えんの旅



運営元:株式会社ハウスポートクラブ 東京都江東区住吉1-16-13リードシー住吉ビル3F 当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

旭川の物件に特化した
『地域密着型』だから
精度の高い査定が可能です

無料

売却査定!

大切な不動産。私たちが「誠心誠意」お手伝いさせていただきます。

土地
一戸建て

分譲マンション
店舗の売却

収益アパート
事業用資産の買替え

不動産に関する
さまざまなご相談を
承ります!!

ポイント1
広告戦略からアフターフォローまで
マンツーマン営業体制

ポイント2
地域に密着した仲介ネットワーク
市内6拠点

ポイント3
多彩なメディアを活用した
広告ネットワーク

旭川不動産査定
些細なことでもお気軽にお問い合わせください

不動産の
ビッグ

北海道知事免許上川(2)第1193号
株式会社 生活プロデュースリーシング
ビッグ旭川エステートセンター

〒070-0030 旭川市宮下通7丁目3897番地1駅前ビル2階
定休日：不定休(年末年始・GW・お盆は休業)

(0166) 73-3032 営業時間 9:00~17:30

<https://asahikawa-satei.net/>





生活プロデュースグループ

**薄井会計は
円滑な相続をサポートいたします**

相続は、相続税対策をはじめ、様々な手続きが必要となりますが、
何をしたらよいのか分からず困ってしまうのではないのでしょうか？

私たちは相続税の申告に当たり、相続税の負担軽減対策や遺産分割の工夫など、
税務の特例選択にも留意しつつ、スムーズな手続きのお手伝いをいたします！



USUI
TAX ACCOUNTANT CORPORATION

**税理士法人
薄井会計**

〒070-0061
旭川市曙1条6丁目1-5 (バス停「曙1-5」から徒歩2分)



0166-24-5166

営業時間 平日 8:30~17:30

札幌支店
〒007-0841
札幌市東区北41条東15丁目2-12
シャトープラン15-4F
☎ 011-743-4680

名寄支店
〒096-0022
名寄市西12条南1丁目2
☎ 01654-3-7908

稚内蝦名事務所
〒097-0022
稚内市中央2丁目3-1
☎ 0162-23-3062



ホームページはこちらから!
<https://usuizeirisijimusho.tkcfnf.com/>



弁護士法人

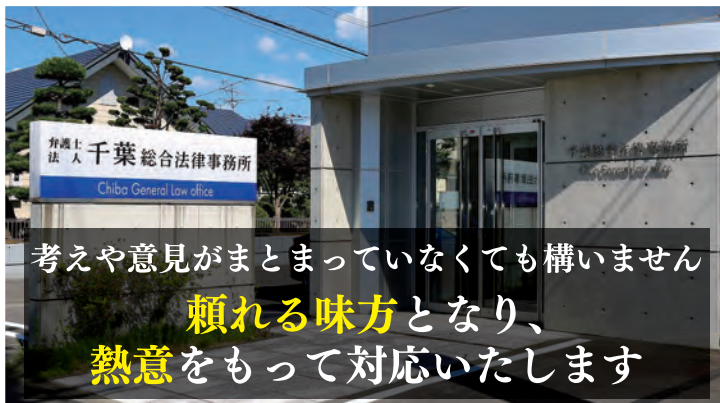
千葉総合法律事務所

50年以上の実績を
活かした安心サポート

💡 相続問題の解決手段

多岐にわたる相続問題に適切な解決手段をご提案

（ 弁護士、社会保険労務士、中小企業診断士、行政書士等資格保有者在籍
他司法書士、土地家屋調査士、不動産業者など他事業者とワンストップで対応可能 ）



考えや意見がまとまっていなくても構いません
頼れる味方となり、
熱意をもって対応いたします

- 相続対応全般
- 相続紛争の解決
- 遺産分割協議
- 事業承継
- 相続放棄
- 遺留分侵害額請求

〒071-8134

北海道旭川市末広4条6丁目7番8号

TEL. 0166-73-4477

営業時間：平日 AM9:00 ~ PM5:30

※夜間相談可(要事前相談)

U R L : <https://c-law.jp/>



旭川弁護士会所属

思い出を大切に、 心を込めた遺品整理

旭川市密着20年！地元で信頼される遺品整理サービス

出張見積無料実施！

当店には遺品整理士の有資格者がおります！



一軒まるごとから少量整理まで、無料見積・即日対応可！

有限会社 サンキュートップ

北海道旭川市大雪通り6丁目502番地

0800-800-7839

9:00-19:00 (不定休)

古物認定番号：第123130000820号

<https://www.sankyutop.net/>

★一般廃棄物の収集・運搬については、許可事業者に依頼しています



「お墓を持つ」「維持する」「墓じまい」 ——その全てに“安心”で応える新しい選択肢。

つどい

初期費用（合祀墓使用料＋墓石利用料）でずっと安心
管理費不要・メンテナンス不要
5年プラン 625,000 円（税込）～
5年ごと最大30年まで契約可能。
※期間満了後は永遠之丘にお骨が移動します。

5年 プラン	625,000 円 税込
	■ 合祀墓使用料 350,000 円（非課税）
	■ 墓石利用料 275,000 円（税込）

レンタル式の墓所 安らぎの空間



☎0166-61-1312

ご相談は上記に連絡を

宗派
不問

観音霊苑合祀墓



とわのおか

永遠之丘



「ずっと、ここで、やすらぎとともに。」
家族の心も安らぐ安心の永代管理制度

冬期間も好評受付中

— 生前契約可能 — ご契約後は冬期間中、お骨をお預かりできます。

料金	お一人プラン	ご夫婦プラン	両プラン 共通 オプション	名前彫刻
	150,000円（非課税）	280,000円（非課税）		1名分 22,000円（税込）

公益 財団法人 観音霊苑

〒070-8024
北海道旭川市神居町富沢409番地の4
<https://www.kannon-reien.jp>
北海道知事許可・環境第2971号

初回無料相談実施中

相続手続・相続税



税理士・行政書士
西康子

に関するご相談なら
ふたば税理士法人へ

全てはおお客様の安心のために

お客様に寄り添ったサービスを目指し、適正な申告に努めています。



手続きも
ワンストップで
サポート

相続税申告に必要な金融機関の残高証明書の取得も代行できます。弊社の行政書士が預金の解約をサポートします。



相続専門税理士が
複数在席

相続専門の税理士と専任スタッフがチームで対応！万全のチェック体制で適正な申告書の作成を心掛けています。



書面添付制度を
活用しています

基本的にすべての申告に税理士による書面添付を行っております。依頼者様の安心にも繋がる制度です。

初回無料相談を是非ご利用ください！(完全予約制)

ご予約や初回無料相談のご質問は
フリーダイヤル・お問い合わせフォームにて



0120-483-039

ホームページ



ふたば税理士法人

営業時間：9時～17時

定休日：土日祝

<https://futaba-tax.co.jp/>

★旭川本社以外に、札幌、留萌、東京、
神奈川にも事務所がございます



旭川市2条通8丁目144番地2 旭川二条通ビル7階

発 行 旭川市

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2025 年 7 月



**ASAHIKAWA
CITY**

